

別紙 4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

第 1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの構築、生産体制の合理化、出荷作業・流通の合理化及び加工・業務用野菜等の需要拡大等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工・消費のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

第 2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I サプライチェーン強靱化支援
 - 1 加工・業務用野菜産地育成推進
 - (1) サプライチェーン構築支援
 - (2) 生産体制合理化実践支援
 - 2 流通体制合理化整備事業
 - 3 野菜加工施設整備事業
- II 需要拡大支援

I サプライチェーン強靱化支援

第1 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のIの3の(2)のアの事業実施主体は、以下に掲げる者とし、3及び4に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 農業協同組合連合会
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
- 2 本要綱別表1のIIの3の(2)の事業実施主体は以下に掲げる団体とし、3から6までの要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 公社
 - (4) 農業協同組合連合会
 - (5) 農業協同組合
 - (6) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
 - (7) 民間事業者
 - (8) 特認団体
 - (9) コンソーシアム
- 3 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。
- 4 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- 5 2の(7)の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 第2の2の取組においては、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むこととし、第2の3の取組においては生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組むとともに産地の指導及び育成に取り組むこととする。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年

以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有しているとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(3) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

6 2の(9)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(2) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

(3) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第2 事業内容、補助対象経費、補助率等

1 加工・業務用野菜産地育成推進

(1) サプライチェーン構築支援

ア 事業の取組内容

新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な(ア)から(エ)までの取組のうち、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。なお、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 生産計画の策定

加工・業務用野菜のサプライチェーンを構築するために必要な検討会を開催し、サプライチェーンの概要、当該品目の安定供給体制

づくり等について取りまとめた生産計画の策定を行うものとする。

(イ) 産地事例等調査

加工・業務用野菜産地の事例調査等を実施し、報告書を作成するものとする。

(ウ) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

加工・業務用野菜の実需者ニーズに対応するため、実需者ニーズの調査、加工・業務用野菜に適した品種の選定、栽培技術の確立に向けた実証試験及び加工適正試験等を実施するものとする。

(エ) G A P・トレーサビリティシステムの導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システムの実践、マニュアル作成等を行うものとする。

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、アの取組の実施に直接必要な経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

また、次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

本事業の補助率は、定額とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

(イ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者への販売を行うことが見込まれること。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実であること。

(2) 生産体制合理化実践支援

ア 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

(イ) 次に掲げる経費は補助対象としない。

a 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

(ア) 本事業の補助率は、リース導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。

(イ) 1事業実施計画当たりの補助限度額は5千万円とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

(イ) 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図ること。

(ウ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

カ 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業用機械・設備は、本体価格が50万円以上であるものとする。

(イ) 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次のa及びbの算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年

数) × 1 / 2 以内

- b リース料助成額 = (リース物件価格 - 残存価格) × 1 / 2 以内
(ウ) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

(エ) 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

a トラクター

b 農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

c 中古の機械（ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。）

d 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

(オ) 利用条件

a 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

b 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

c 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

d 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

(カ) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

a リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

- b リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。
 - c 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。
- キ リース事業者及びリース料の決定等
- 事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。
- (ア) 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
 - (イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
- ク 補助金の支払申請に係る書類
- (ア) 事業実施主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、都道府県知事等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
 - (イ) 都道府県知事等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、カに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。
ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。
- ケ 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。
- コ スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- サ 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して収穫機等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社の web サイトや農業データ連携

基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和5年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

2 流通体制合理化整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な集出荷貯蔵施設の整備。ただし、以下に定める取組に限る。

ア 11型プラスチックパレットの導入に必要な取組

(ア) 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

(イ) パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

イ 青果物流通拠点施設

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でん粉原料用かんしょを除く。）に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は20億円を上限とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表3に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

- (イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。
- (ウ) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- (エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- サ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- シ 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

- (ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- (イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- (エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

- ス 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用するものとする。

3 野菜加工施設整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取り扱う取組に限る。

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下とする。

(6) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(7) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続し

ている場合

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施工又は直営施工を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益農業者数は、5名以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入す

るものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第5の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

セ 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

第3 成果目標等

1 成果目標の基準

(1) 第2の1の(1)の成果目標は、別添1に定める基準により設定するものとする。

(2) 第2の1の(2)の成果目標は、別添2に定める基準により設定するものとする。

(3) 第2の2の成果目標は、別添3に定める基準により設定するものとする。

(4) 第2の3の成果目標は、別添4に定める基準により設定するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

3 事業実施期間

1年間とする。

第4 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認められた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業の審査等

(1) 地方農政局長等は、1の(2)により提出された都道府県計画について、本要綱に照らして適正か否か審査を行い、適正と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を承認し、当該事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

(6) 本要綱第6第2項第1号ただし書の交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。

(7) (6)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(8) 都道府県知事は、(6)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、本要綱に照らして適正か否かについて確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、第2の2及び3の取組においては、ポイントの合計が16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

また、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じてこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

(3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標

を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（４）地方農政局長等は、（２）の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

（５）地方農政局長等は、（３）の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

（６）地方農政局長等は、（４）の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

（７）事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

（８）国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 6 その他

1 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

（１）都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取り止めになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第 4 の 1 の（２）により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ 農産局長は、アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第2の1の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択する。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

2 第2の2及び第2の3の事業における留意点

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(4) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はPFI法の活用に努めるものとする。

(5) 施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

3 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

4 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1の(1) サプライチェーン構築支援関係

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから一つを選択し、加算の1から6までのうち該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考	
成果目標	1. 作付面積規模 新たに加工・業務用野菜 を作付する面積を増加させ るものとする。 2 ha 以上増加させるこ とは必須とする。	合計面積 20ha 以上・・・10 ポイント 15ha 以上・・・8 ポイント 10ha 以上・・・6 ポイント 5 ha 以上・・・4 ポイント 2 ha 以上・・・2 ポイント	
	2. 販売額又は所得額の増加 販売額又は所得額(※) を増加させること。 2%以上増加させること は必須とする。 (※)原則、単位面積当たりの 販売額又は所得額とする。	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	
	3. 単収の増加 当該品目の単収を現状よ り増加させること。 2%以上増加させること は必須とする。	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	
加算	1. 品目加算 国産切り替えを重点的に 進める品目を選択する場合 は加算できるものとする。	50%以上・・・10ポイント 45%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・2ポイント	たまねぎ、ブ ロッコリー、ね ぎ、ほうれんそ う、かぼちゃ、 にんじん、えだ まめの7品目か ら選定。
	2. 都道府県加算 事業実施主体が策定する 事業実施計画のうち、都道 府県が特に重要性が高く優 先的に実施する必要がある と判断した計画について加 算できるものとする。	6ポイント	一の又は複数 の事業実施計画 に加算できるも のとする。 ただし、1事 業実施計画当た りに加算できる ポイントは2ポ イントまでとす る。

	<p>3. 主食用水稲からの転換面積規模</p> <p>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<p>10ha 以上・・・3 ポイント 5 ha 以上・・・2 ポイント 3 ha 以上・・・1 ポイント</p>	
	<p>4. 農福連携の推進</p> <p>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>	<p>2 ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</p>
	<p>5. G A P 認証等の取得</p> <p>事業実施主体が、G A P 認証（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P、J G A P）を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p>2 ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</p>
	<p>6. 環境負荷低減事業活動の促進</p> <p>以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に</p>	<p>2 ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</p>

	<p>規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ)法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		
--	---	--	--

別添2 第2の1の(2) 生産体制合理化実践支援関係

事業実施主体は成果目標の1又は2を設定し、加算の1から7までの該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考	
成果目標	1. 契約取引の割合 当該目標で設定する面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うことを必須とすること。 生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であることを必須とすること。	80%以上・・・10ポイント 70%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 50%以上・・・4ポイント	複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が50%以上であること。
	2. 労働生産性 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。 5%以上縮減することを必須とすること。	41%以上・・・10ポイント 31%以上・・・8ポイント 21%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	
加算	1. 作付面積規模 新たに加工・業務用野菜を作付けする面積の規模で評価を行うものとする。	合計面積 30ha以上・・・5ポイント 20ha以上・・・3ポイント 10ha以上・・・1ポイント	たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。 一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。 ただし、1
	2. 品目加算 国産切替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。	50%以上・・・10ポイント 45%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・2ポイント	
	3. 都道府県加算 事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画に	6ポイント	

	<p>ついて加算できるものとする。</p>		<p>事業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</p>
<p>4. 主食用水稲からの転換面積規模</p> <p>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<p>10ha 以上・・・3ポイント 5 ha 以上・・・2ポイント 3 ha 以上・・・1ポイント</p>		
<p>5. 農福連携の推進</p> <p>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>	<p>2ポイント</p>		<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>
<p>6. GAP認証等の取得</p> <p>事業実施主体が、GAP認証(GLOBAL GAP、ASIAGAP、JGAP)を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p>2ポイント</p>		<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>
<p>7. 環境負荷低減事業活動の促進</p> <p>以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減</p>	<p>2ポイント</p>		<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>

	<p>事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		
--	---	--	--

別添3 第2の2 流通体制合理化整備事業関係
 審査基準

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから1つ選択し、加算の1から3までの該当する項目についてポイントを加算する。

区 分	指 標	備 考	
成果目標	1. 流通コスト 単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。)を縮減する取組を行うものとする。 なお、5%以上の縮減は必須とする。	21%以上・・・30ポイント 17%以上・・・24ポイント 13%以上・・・18ポイント 9%以上・・・12ポイント 5%以上・・・6ポイント	
	2. パレット出荷割合 当該品目の総出荷量に占める11型プラスチックパレットを用いた出荷の割合を増加する取組を行うものとする。 なお、30ポイント以上の増加は必須とする。	70ポイント以上・・・30ポイント 60ポイント以上・・・25ポイント 50ポイント以上・・・20ポイント 40ポイント以上・・・15ポイント 30ポイント以上・・・10ポイント	
	3. 荷役時間削減 当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間の削減する取組を行うものとする。 なお、10%以上の削減は必須とする。	30%以上・・・30ポイント 25%以上・・・25ポイント 20%以上・・・20ポイント 15%以上・・・15ポイント 10%以上・・・10ポイント	

加算	<p>1. 野菜加算</p> <p>野菜を選択する場合は加算できるものとする。</p> <p>なお、野菜の総出荷量又は総出荷額に占める国産切替えを重点的に進める品目の割合が50%以上の場合は、右記のポイントに2を乗じたポイントを加算できるものとする。</p>	<p>50%以上・・・10ポイント</p> <p>45%以上・・・8ポイント</p> <p>40%以上・・・6ポイント</p> <p>35%以上・・・4ポイント</p> <p>30%以上・・・2ポイント</p>	<p>国産切替えを重点的に進める品目(たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ)</p>
	<p>2. 契約取引割合</p> <p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加する場合は加算できるものとする。</p> <p>※3を選択した場合は選択不可</p>	<p>33ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>70ポイント以上 ・・・30ポイント</p> <p>55ポイント以上 ・・・25ポイント</p> <p>40ポイント以上 ・・・20ポイント</p> <p>25ポイント以上 ・・・15ポイント</p> <p>10ポイント以上 ・・・10ポイント</p>
	<p>3. 加工・業務用向けの割合</p> <p>総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向け割合が増加する場合は加算できるものとする。</p> <p>※2を選択した場合は選択不可</p>	<p>5ポイント・・・10ポイント</p> <p>4.5ポイント・・・8ポイント</p> <p>4ポイント・・・6ポイント</p> <p>3.5ポイント・・・4ポイント</p> <p>3ポイント・・・2ポイント</p>	

別添4 第2の3 野菜加工施設整備事業関係
審査基準

事業実施主体は1から7までのうちから2つ、成果目標を選択する。ただし、事業実施主体が第1の1の(7)に定める民間事業者の場合は、1又は3のうちから1つ、2又は4から7までのうちから1つ成果目標を選択すること。

	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
1	<p>・基本契約を締結している生産者と中間事業者との加工・業務用野菜原料の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・・・10ポイント 75%以上・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・当該品目について、加工・業務用原料用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。</p> <p>なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 38ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 27ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※2を選択した場合は選択不可</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
2	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加 70%以上・・・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※1を選択した場合は選択不可</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上 (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。 0.70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.59%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.48%以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.37%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.26%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
3	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

	<p>4 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 3.5 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※4 を選択した場合は選択不可</p>	<p>50%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1 ポイント</p>
4	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※3 を選択した場合は選択不可</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
5	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a当たり収量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
6	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※7 を選択した場合は選択不可</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
7	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※6 を選択した場合は選択不可</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

別表1 補助対象経費
第2の1の(1)関係

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
システム導入費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書(当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること)やカタログ等を添付すること。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	

	資料購入費	・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験に用いる低廉な器具	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費	
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代	
旅費	委員旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表2 補助対象経費
第2の1の(2)関係

費目	細目	内容	注意点
事業費	リースに 要する経 費	・事業を実施するために直接必 要な農業用機械等、設備のリ ースに要する経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

別表3 施設の補助対象基準（第2の2関係）

集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外で生産されたものであつても、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあつても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。 ・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る。）等を整備することができる。
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の

	<p>動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯施設	

II 需要拡大支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、加工・業務用野菜においてサプライチェーンを構築する産地、流通、実需者等の各段階での需要や、消費者の需要を拡大するために必要な以下の取組を全国的に実施するものとする。

(1) 全国協議会の設置・運営

加工・業務用野菜におけるサプライチェーンの各段階での課題の抽出や改善方策の検討等を行う等、加工・業務用野菜の生産、需要の拡大に向けた事業運営に必要な協議会を開催するものとする。

(2) 機運醸成に向けた取組

加工・業務用野菜の生産、需要等を拡大させるため、生産者、流通事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、先進事例調査や意見交換会等を実施し、幅広く情報収集を行うとともに、シンポジウムの開催等により加工・業務用野菜の魅力の発信や機運醸成に向けた取組を実施するものとする。

(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出

生産者の販路拡大や実需者の仕入れ先確保等に向けて、産地、流通、実需等のサプライチェーンの各段階での取引にかかる現状や課題把握のための検討会や意見交換会等を実施し、プレーヤーを結びつける展示商談会及び個別商談会等を開催するものとする。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

実需者、メーカー、学識経験者等で構成される検討会等において、国産加工・業務用野菜を含む野菜の需要拡大に向けた情報収集等を実施する。また、野菜摂取量の見える化機器の活用促進等により、消費者への需要喚起の取組を実施し、機器の設置による消費者の購買行動の変化に関する調査等を行うものとする。

2 補助要件

別表1の事業実施主体の欄に掲げる事業実施主体についての補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本事業の趣旨に即して全国規模での取組を実施する協議会であること。

(2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 事業内容が3の成果目標の達成に結びつく取組であること。

(5) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(6) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業で実施する先進事例調査や意見交換会、展示商談会等において、加工・業務用野菜の需要拡大に資する知見等を収集し、合計 2,000 名以上に対して情報提供する。

かつ、上記展示商談会等に参加した産地と実需者により、双方のマッチングに向けた取組が15件以上実施されることとする。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法等

農産局長が別に定めるところによる。

5 審査基準

審査基準の評価項目の詳細は別表3のとおりとする。

(1) 有効性【目的・目標の妥当性】

(2) 効率性【事業実施計画の妥当性】

(3) 実現性【事業実施体制の妥当性】

(4) 公益性【国の支援の妥当性】

(5) 事業の実施体制

(6) 適格性

第2 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成するものとし、提出先は、農産局長とする。なお、事業実施計画について、交付決定後に、その他事業ごとに定められた重要な変更がある場合には、事業実施主体は、農産局長に協議を行うものとする。

2 事業実施計画の提出

事業実施主体は、農産局長の求めがあった場合には、交付申請書の提出より前に、別紙様式第1号により事業実施計画を提出するものとする。

3 事業の着手

(1) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(3) 農産局長は、(1)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、別紙様式第3号により、事業完了年度の翌年度の7月末までに農産局長

に事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第4号により自己評価を行い、農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別紙様式第5号により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

別表1 第1の2関係

事業の区分	事業実施主体	補助対象経費の範囲	補助率
需要拡大支援	民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 情報発信費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	定額

(注) 補助対象経費の詳細については、別表2で定めることとする。

別表2 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得価格が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。） ・ 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・ 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。

賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験に用いる低廉な器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。

委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	

別表3（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1. 審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確に 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	<p>なっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理、その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 		
<p>公益性 【国の支援の妥当性】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者にとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	<p>十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。</p>	<p>5 3 1 0</p>
<p>事業の実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者、物流事業者、実需者等に対して、指導、連絡調整を行うことができる体制となっているか。 ・加工・業務用野菜の生産・出荷等に関して十分な知見を有するものになっているか。 	<p>十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。</p>	<p>5 3 1 0</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用野菜の需要及び生産拡大に関する課題の抽出・解決を行う上で、効果的な体制となっているか。 ・全国的な取組を行うことができる体制となっているか。 		
適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用野菜における、生産面、流通面、販売面等での課題解決に向けた取組内容となっているか。 ・成果を効果的に普及する取組内容となっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号別添1～4の事業実施計画を添付すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）都道府県計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第2号別添1の都道府県計画を添付すること。
2 別紙様式第1号の事業実施計画の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の2（6）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙4のIの第5の1（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙4のIの第5の1（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第5号別添に準ずるものとする。）

別紙様式第6号（別記1別紙4のIの第5の2（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第7号（別記1別紙4のIの第5の2（2）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第7号別添に準ずるものとする。）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）
（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物）のうちサプライチェーン強靱化支援）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業 (うち国産シェア拡大対策 (園芸作物等)
のうち加工・業務用野菜産地育成推進 (サプライチェーン構築支援) 実施状況報告兼評価報告
書)

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体が関係する地域の野菜生産（栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等）の状況を記載。

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	定額	
(2) 産地事例等調査					定額	
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					定額	
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					定額	
合 計					—	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：(1)生産計画の策定は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

注：対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

2 成果目標

(1) 事業実施主体の成果目標 (第3の1関係)

具体的な内容	品目	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
		基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合計						

注1：別紙4のIの第3の1に基づき設定した成果目標を記載。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 生産計画の策定

(1) 生産計画策定のための協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

(2) 生産計画の作成

計画の内容	作成部数	備考

2 産地事例等調査

(1) 産地事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 産地事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

3 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

(1) 実需者ニーズ把握のための調査

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 加工・業務用に適した品種の選定・実証等 ア 栽培試験の実施

試験時期	品目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 (a)	管理責任者	試験内容	備考
年 月						
年 月						
計				-	-	

注1：「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

注2：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 加工・業務用に適した栽培技術の確立に係る実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 (a)	管理責任者	試験内容	備考
年 月						
年 月						
計				-	-	

注1: 「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2: 「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

(4) 加工・業務用適性検査の実施

検査時期	品目	検査内容等	検査人数	備考
年 月				

注1: 品目や品種等ごとに記載すること。

(5) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

4 GAP・トレーサビリティシステムの導入

(1) GAP・トレーサビリティシステムの導入に向けた検討会の開催・運営

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注: 「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

(2) GAP・トレーサビリティシステムの実践

ア 実践内容

取組	内容	備考

(3) マニュアル等の作成

マニュアルの内容等	作成部数	備考

(4) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

9 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	
(2) 産地事例等調査					
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付等要綱別記1別紙4の別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)
のうち加工・業務用野菜産地育成推進(生産体制合理化実支援))実施状況報告兼評価報
告書)

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
合 計					-	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 事業対象品目・品種における実需者のニーズ分析

--

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加 (第3関係)

品目	総出荷量に占める契約栽培の割合				実需者	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	%	%	%	%		
合計					-	-

(2) 対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間の縮減 (第3関係)

品目	総出荷量に占める労働時間の割合				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	%	%	%	%	
合計					-

注1：複数の品目等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容
年 月	
年 月	
年 月	

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

取組内容	導入時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例) ○○のリース導入	○月上旬	○○の導入によって～となり、□□した際の価値向上につながる。	

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

3 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽培管理、収穫等、主要な工程を記載すること。

注3：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

4 加工・業務用野菜への転換の取組

品目	水稻等からの転換による野菜の作付面積				備考
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
	ha	ha	ha	ha	
	うち7品目 ha	うち7品目 ha	うち7品目 ha	うち7品目 ha	
	うち主食用水稻 ha	うち主食用水稻 ha	うち主食用水稻 ha	うち主食用水稻 ha	
合計面積					—

注1：交付等要綱別記1別紙4の別添2の第2の1(2)の加算4を選択する場合は記載すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注4：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。

注5：「うち主食用水稻」欄には、主食用水稻から野菜に転換する面積を記載すること。

4 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕様 製造会社名 型	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備考

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○） 機械等納入事業者 ・ リース事業者	指名業者選定の考え方	備考
入札方式（いずれかに○） 一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）		年	月	～	年	月	（月）	備考
	リース借受日から○年間（※2）								
リース物件取得予定価格（消費税抜き）		①						（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）		②						（円）	
リース料助成申請額		③						（円）	
リース諸費用（消費税抜き）		④						（円）	
消費税		⑤						（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）	①－②－③＋④＋⑤							（円）	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。									
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内					II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
		—	—	—	—
		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

注1：交付等要綱別記1別紙4のI別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
 - 整備している（又は整備する見込みである）
 - 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
 （令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)
のうち流通体制合理化整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

--

3 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

--

4 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

--

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

--

5 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

6 事業実施主体の成果目標

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	割合		

（注）目標設定に係る根拠資料を添付すること。

7 加工・業務用向け契約取引の推進に関する事項

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	割合		

（注1）交付等要綱別記1別紙4の別添3の第2の2の加算2又は3を選択する場合は記載すること。

（注2）目標設定に係る根拠資料を添付すること。

（注3）契約取引を数量契約で行う場合は、当該ほ場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

8 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村	番地 ㎡		

9 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物・品 目名	事業内容 （区分、構造、規格、能力 等）	現状 （〇年度）	取組後					
				事業実施年（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
				処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	kg	%	kg	%	kg	%

（注1）新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

（注2）既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画(事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) ○○運営組合	(例) 年間通じて貸付		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、共通7に定める方法で行うこと。

12 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円/ha,t,m ² 等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通12に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の共通12に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

13 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

14 出荷量及び出荷額の見通し

品目	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

(注1)交付等要綱別記1別紙4の別添2の第2の2の成果目標5又は加算3を選択する場合は、内数について記載すること。

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)
のうち野菜加工施設整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体： _____

都道府県名・市町村名： _____

1 事業実施主体

ア 事業実施主体名及び代表者

--

イ 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

--

ウ 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

--

2 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

--

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

--

3 国産原材料を活用した加工・業務用野菜生産・供給体制

(組織名)	(所在地)	生産者	中間事業者	食品製造業者等	その他

(注1) 加工・業務用野菜の原料産地から販売先までの関係組織を記載すること。

(注2) それぞれの組織の位置づけられる段階に○を記載すること。但し、事業実施主体は◎とする。

4 生産・供給計画

	対象品目	構成員	現状 (○年)		目標 (○年)	
			全販売数量 (t)	うち加工・業務用向け数量 (t)	全販売数量 (t)	うち加工・業務用向け数量 (t)
生産者			t	t	t	t
中間事業者						
実需者						

5 生産・供給のフロー図



6 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

7 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

8 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村	番地 m ²		

9 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
				処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	%	kg	%	kg	%	

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率(施設の処理量/目標年度の処理量)の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画(取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) ○○運営組合	(例) 年間通じて貸付		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、共通7に定める方法で行うこと。

12 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

13 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

都道府県事業計画書（都道府県計画）

（産地生産基盤パワーアップ事業
（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援））

事業実施年度： 年度

都道府県名：

第1 本事業と都道府県の園芸作物生産振興方針との整合性

--

第2 事業計画総括表

1 総括表

事業名	事業費	負担区分			備考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
加工・業務用野菜産地育成推進					
サプライチェーン構築支援					
生産体制合理化実践支援					
流通体制合理化整備事業					
野菜加工施設整備事業					
合計					

2 事業概要等

(1) 加工・業務用野菜産地育成推進のうちサプライチェーン構築支援

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1: 「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2: 「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(2) 加工・業務用野菜産地育成推進のうち生産体制合理化実践支援

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1: 「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2: 「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(3) 流通体制合理化整備事業

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1: 「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2: 「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(4) 野菜加工施設整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1：「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第3 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
サプライチェーン構築支援 生産体制合理化実践支援 流通体制合理化整備事業 野菜加工施設整備事業	円	円	円	円	
合 計					

注：適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施計画の写し
- (2) 別紙様式第2号別添2「取組の概要（個表）」
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

取組の概要（個票）

事業名	サプライチェーン構築支援・生産体制合理化実践支援			
事業実施主体名		ポイント		整理番号
事業費	円 (うち国庫補助: 円) 自己資金: 円 その他: 円			
対象品目				
成果目標				
取組内容				
事業目的との整合性、事業効果				
事業要件				
事業実施主体の適格性等				
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性
	1 サプライチェーン構築支援			
	2 生産体制合理化実践支援			
備考				

注1:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3:「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

事業実施状況報告書

産地生産基盤パワーアップ事業

(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)

事業実施年度： 年度

事業実施状況報告年度： 年度

目標年度： 年度

都道府県名： _____

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)に関する
事業評価票(総括表)

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100)			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100)			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画の妥当性	適正な事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画の妥当性	適正な事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合			
					%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第1号（別記1別紙4のⅡの第2の1関係）

番 年 月 号 日

農産局長 殿

申 請 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施計画の提出について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第2の1に基づき、関係書類を添えて提出する。

注：関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち需要拡大支援

事業実施計画書

事業実施年度： _____ 年度

申請者名： _____

第1 事業計画総括表
1 事業概要等

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営	円	円	円	
(2) 機運醸成に向けた取組				
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組				
合計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

区分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
	円	うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円	増		減	
					円	うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円
(1) 全国協議会の設置・運営	円	円	円	円	円	円	円	円
(2) 機運醸成に向けた取組								
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出								
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組								

注：実施要領別表2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

- (1) 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開催時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加予定人数・対象	備考
年 月				

(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ 商談予定件数

参加予定商談会等	参加予定生産者数	参加予定実需者数	商談予定件数	備考

注：事業実施報告においては、商談の議事録（表紙）、出席者名簿を添付すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査等に係る機器の設置予定	調査予定人数	備考
年 月					

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
(年度) 月 月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内訳	備考 (経費の必要性と当該事業の関連性等)
1. 全国協議会の設置・運営			
費目			
2. 機運醸成に向けた取組			
費目			
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出			
費目			
4. 消費者への需要喚起に向けた取組			
費目			
合計			

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

業務従事者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別紙様式第2号（別記1別紙4のⅡの第2の3（1）関係）

番 年 月 日 号

農産局長 殿

申請者名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援の交付決定前着手届の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第2の3（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）
のうち需要拡大支援

事業実施報告書

事業実施年度： _____ 年度

申請者名： _____

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営 (2) 機運醸成に向けた取組 (3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出 (4) 消費者への需要喚起に向けた取組	円	円	円	
合計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	事業実施による効果	取組時期

第2 事業の目的

--

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開催時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加人数・対象	備考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加人数・対象	備考
年 月				

(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開催時期	内容等	実需者・生産者名	参加人数・対象	備考
年 月				

オ 商談件数

参加した商談会等	生産者名	実需者名	現在の状況	備考

注1：議事録（表紙）、出席者名簿を添付すること。

注2：現在の状況には、商談中もしくは契約完了を記載すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査等に係る機器の設置	調査人数	備考
年 月					

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
(年度) 月 月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
 なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内訳	備考 (経費の必要性和当該事業の関連性等)
1. 全国協議会の設置・運営			
費目			
2. 機運醸成に向けた取組			
費目			
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出			
費目			
4. 消費者への需要喚起に向けた取組			
費目			
合計			

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

業務従事者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

別紙様式第3号（別記1別紙4のⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施状況報告

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第3の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添の実施状況報告書を添付すること。

別紙様式第4号（別記1別紙4のⅡの第3の2（1）関係）

番 年 月 号 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第3の2（1）に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添を添付すること。

別記様式第4号別添

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注：「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。
 なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別紙様式第5号（別記1別紙4のⅡの第3の2（2）関係）

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援事業評価票

事業評価担当課〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費（円）		A : 計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 (うち国費 〇〇〇円)	総合評価	B : 計画どおりの成果が見られる
				総合所見	C : 計画どおりの成果が見られない
評価観点ごとの所見					
a 成果目標が達成されているか					
b 計画に即した取組が行われたか					
c 予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1 「評価観点ごとの所見」欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 「総合評価」欄には、「評価観点ごとの所見」欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 「総合所見」欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 「事業内容」欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5 「事業費」欄は決算額を記入する。